

改正

平成3年3月25日規則第19号

平成6年3月22日規則第7号

平成14年7月3日規則第33号

平成21年6月26日規則第26号

平成23年3月22日規則第4号

平成26年4月3日規則第26号

令和3年9月27日規則第23号

令和4年3月18日規則第6号

朝霞市工事検査規則

朝霞市工事検査規則（昭和53年朝霞市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 朝霞市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事（以下「工事」という。）の検査に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（検査の種類）

第2条 工事の検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 出来高検査 工事の打切り、非常災害等による損害、部分使用、部分払い及び請負契約の解除等の場合に、工事の既済部分（工事現場にある検収済みの工事材料を含む。以下「出来高」という。）を確認する検査
- （2） 中間検査 工事中随時行う検査で、その工事の状況を査察し、契約の履行を確認する検査
- （3） 完成検査 工事の完成を確認する検査

（検査の執行）

第3条 工事の検査は、次の区分により執行する。

- （1） 1件の請負契約金額が500万円を超える工事 検査室
- （2） 1件の請負契約金額が500万円以下の工事 工事を主管する朝霞市部室設置条例（平成25年朝霞市条例第52号）第1条第1項に掲げる公室若しくは部又は同条第2項の危機管理室（以下「工事主管部」という。）

2 前項の区分により難いと市長が認めるときは、その工事を指定して別に工事の検査を執行させることができる。

(検査員)

第4条 工事の検査は、あらかじめ市長が命ずる契約検査課の職員（以下「工事検査員」という。）若しくは工事主管部の職員（以下「指定検査員」という。）又は前条第2項の規定により市長が委託する者（以下「特別検査員」という。）が行う。

(検査の準備)

第5条 工事主管部長は、第3条第1項第1号の工事の請負契約を締結したときは、速やかに工事概要書（様式第1号）を契約検査課長に提出しなければならない。

2 契約検査課長は、前項の工事概要書の提出があったときは、当該検査の所管を工事検査員又は特別検査員に区分し、工事検査員の所管にあつては工事検査員のうちから当該工事の担当検査員を指名し、特別検査員の所管にあつてはその旨を市長に報告しなければならない。

3 前項に規定する担当検査員及び特別検査員は、速やかに、監督員に対して必要書類の提出を求め、検査の準備をしなければならない。

4 前項の場合において、当該担当検査員及び特別検査員は、必要に応じて監督員の意見を求めることができる。

(検査の手続)

第6条 工事主管部長は、第3条第1項第1号の工事の検査を受けようとするときは、工事の状況を確認した上、完成・出来高・中間検査依頼書（様式第2号）を契約検査課長に提出しなければならない。

2 契約検査課長は、工事の検査を実施しようとするときは、工事主管部長にその旨を通知しなければならない。

(検査の実施)

第7条 工事の検査には、監督員並びに受注者又は現場代理人及び主任技術者は、立ち会わなければならない。

2 中間検査に合格している場合であっても、完成検査において工事の手直しを命ぜられたときは、直ちに当該手直しを行わなければならない。

3 受注者は、工事検査員、指定検査員及び特別検査員（以下「工事検査員等」という。）が行う工事の検査に必要な資料の提出その他の指示に従わなければならない。

(検査の方法)

第8条 工事の検査は、現地等において契約書、仕様書、設計書及び図面その他の関係書類と対照して適正に行わなければならない。

2 水中又は地中等で外部からの検査が困難な部分は、監督員の記録又は写真その他の関係資料により認定することができる。

3 工事の検査で、特に必要があると認めるときは、一部を取り壊して検査をすることができる。

4 工事検査員等は、検査のため理化学試験を行う必要があると認めるときは、受注者に試験研究機関の試験を受けさせなければならない。

5 工事検査員等は、検査に当たって、理化学試験又は試運転その他の処置を必要とするときは、特別な場合を除き、その結果を待って、合否の判定をしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、工事検査員等は、工事の内容により必要な検査を行うものとする。  
(検査の基準)

第9条 工事の検査の基準は、埼玉県土木工事検査技術基準及び埼玉県建築工事検査技術基準を準用する。

(契約に違反する場合の措置)

第10条 工事検査員等は、検査の結果、契約条項に違反した箇所があると認めるときは、直ちに工事検査結果指示書(様式第3号)により期限を定めて修補又は改造を監督員及び受注者に指示しなければならない。ただし、工事検査員等が認めた軽微な違反については、口頭等の指示をもってこれに代えることができる。

2 監督員は、前項本文の修補又は改造が完成したときは、直ちにその旨を工事是正結果報告書(様式第4号)により工事検査員等に報告しなければならない。

3 工事検査員等は、前項の報告を受けたときは、直ちに再検査を行わなければならない。ただし、第1項ただし書の違反については、監督員の確認報告をもってこれに代えることができる。

(検査の結果報告等)

第11条 工事検査員等は、工事の検査が終了したときは、検査の結果を工事検査報告書(様式第5号)により市長に報告するとともに、工事検査結果通知書(様式第6号)により工事主管部長に通知しなければならない。

2 前項に規定する通知を受けた工事主管部長は、当該通知書を出納室長に送付するとともに、工事完成(出来高)検査結果通知書(様式第7号)により受注者に通知しなければならない。ただし、中間検査については、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、工事の検査に関する事務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第19号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の朝霞市工事検査規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成6年規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第33号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の朝霞市工事検査規則の規定は、平成14年10月1日以後に契約を締結した工事から適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年規則第26号）

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の朝霞市工事検査規則の規定は、平成21年9月1日以後に契約を締結した工事から適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第4号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第1条及び第6条の規定は、平成23年4月1日以後に契約を締結する工事の検査から適用し、同日前に契約を締結した工事の検査については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月27日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月18日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第5条関係)  
様式第1号(第5条関係)

工 事 概 要 書

年 月 日

契約検査課長 様

部長

契約検査課の検査対象工事の請負契約を下記のとおり締結したので、工事概要書を提出します。

記

工事主管課( )

工 事 名		契 約 方 法 ※1	工 事 成 績 評 定 員	監 督 員
1		1・2・3		
2		1・2・3		
3		1・2・3		
4		1・2・3		
5		1・2・3		
6		1・2・3		

※1 契約方法 1 一般競争入札 2 指名競争入札 3 随意契約(該当番号をマルで囲む。)

上記工事の担当検査員として、次のとおり指名する。

契約検査課長

1		2		3	
4		5		6	

様式第2号(第6条関係)  
 様式第2号(第6条関係)

完成・出来高・中間検査依頼書

年 月 日

契約検査課長 様

部長

下記の工事の検査を依頼します。

記

工事主管課		監督員	
工事名			
工事場所			
受注者			
契約金額	円	契約日	年 月 日
契約工期(当初)	年 月 日から	年 月 日まで	
契約変更(金額)	円	変更契約日	年 月 日
契約工期(変更)	年 月 日から	年 月 日まで	
契約変更理由			
検査要望日	年 月 日( ) 時		
摘要	添付書類( ) しゅん工日( . . ) 現場代理人及び主任技術者選任届受理日 ( . . ) 着工届受理日( . . ) 工程表受理日( . . ) しゅん工届受理日( . . )		

\*しゅん工日とは監督員の完成確認検査日をいう。

工事主管部長 様

当該工事検査を次のとおり行います。

検査執行日	年 月 日 時	( )検査員	
-------	---------	--------	--

契約検査課長





様式第5号(第11条関係)  
 様式第5号(第11条関係)

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

市長 様  
 完成  
 下記の工事の出来高検査を行った結果を報告します。  
 中間

検査日時 及び検査員	年 月 日 時から 時まで	( )検査員
検査結果		
検査立会人	監督員 現場代理人	その他

記

工事名			
工事場所			
受注者			
請負金額			円 (前払金 円)
出来高金額			円 (出来高割合 %)
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
契約方法	1・2・3	工事主管課	
しゅん工 受理日	年 月 日	出来高 請求日	年 月 日
備考	検査依頼日 . . .		

- \* 契約の方法 1 一般競争入札  
 2 指名競争入札  
 3 随意契約(該当番号をマルで囲む。)

様式第6号(第11条関係)  
 様式第6号(第11条関係)

工 事 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

工事主管部長 様

完成  
 下記の工事の出来高検査を行った結果を通知します。  
 中間

検査日時 及び検査員	年 月 日 時から 時まで	( )検査員
検査結果		
検査立会人	監督員 現場代理人	その他

記

工事名			
工事場所			
受注者			
請負金額	円 (前払金		円)
出来高金額	円 (出来高割合		%)
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
契約方法	1 ・ 2 ・ 3	工事主管課	
しゅん工届 受理日	年 月 日	出来高 請求日	年 月 日
備考	検査依頼日 . . .		

- \* 契約の方法 1 一般競争入札  
 2 指名競争入札  
 3 随意契約(該当番号をマルで囲む。)

様式第7号(第11条関係)  
 様式第7号(第11条関係)

工事完成(出来高)検査結果通知書

年 月 日

様

下記工事の完成(出来高)検査の結果、合格したので朝霞市工事検査規則第11条第2項の規定により通知します。

朝霞市長



検査日時 及び検査員	年 月 日 時から 時	( )検査員
検査結果		
検査立会人	監督員 現場代理人	その他

記

工事名			
工事場所			
受注者			
請負金額	円 (前払金 円)		
出来高金額	円 (出来高割合 %)		
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
契約方法	1 ・ 2 ・ 3	工事主管課	
しゅん工届 受理日	年 月 日	出来高 請求日	年 月 日
備考	検査依頼日 . . .		

- \* 契約の方法 1 一般競争入札  
 2 指名競争入札  
 3 随意契約(該当番号をマルで囲む。)